

## Q & A

- Q** 消費者金融から借金をして次から次にいろいろな物に浪費してしまう。日常生活自立支援事業で金銭管理してもらいたい。対象になりますか。
- A** 認知症や障害等に起因せず、単に浪費であることを理由として本事業の利用を希望されている場合は、対象になりません。
- Q** 判断能力はしっかりしてますが、障害による歩行困難のため、金融機関からの預金の引き下ろしを日常生活自立支援事業で希望したい。対象になりますか。
- A** 判断能力に特に問題がなく、身体障害のみの理由で本事業を希望される場合は対象となりません。ガイドヘルプを利用するほか、金融機関に相談することをお勧めします。
- Q** 代理による援助はどこまで可能ですか。
- A** 成年後見人のような代理行為はなく、指導権限もありません。本人が指定した金融機関口座の払い戻しに限られます。本事業を有効な支援にするためには、各支援者や関係機関との協力・連携および役割分担によってチームで本人を支える体制が必要です。

日常生活自立支援事業についてのお問い合わせや  
ご相談はお近くの社会福祉協議会まで！

秘密厳守・相談無料



 社会福祉法人 岡山市社会福祉協議会

### 本部事務局・北区中央事務所

(岡山市保健福祉会館内)  
〒700-8546 岡山市北区鹿田町一丁目1番1号  
電話：086-225-4051  
FAX：086-222-8621

### 北区北事務所 (北ふれあいセンター内)

〒700-0071 岡山市北区谷万成二丁目6番33号  
電話・FAX：086-250-2007

### 中区事務所 (岡山市中区福祉事務所内)

〒703-8566 岡山市中区赤坂本町11番47号  
電話：086-238-9200 FAX：086-238-9500

### 東区事務所 (西大寺ふれあいセンター内)

〒704-8116 岡山市東区西大寺中二丁目16番33号  
電話・FAX：086-942-3260

### 南区南事務所 (南ふれあいセンター内)

〒702-8021 岡山市南区福田690番地の1  
電話：086-263-0012 FAX：086-263-0080

### 南区西事務所 (西ふれあいセンター内)

〒701-0205 岡山市南区妹尾880番地の1  
電話・FAX：086-281-0027



## 日常生活自立支援事業のご案内

(福祉サービス利用援助事業)

# あんしんおてつだい

安心して地域で暮らしていくために、  
私たちがお手伝いします。



日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）は判断能力が不十分な方が、自立した地域生活がおくれるよう、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理を行うものです。社会福祉協議会と利用者が契約を結んだ上で支援が始まります。

 社会福祉法人  
岡山市社会福祉協議会



## ご利用できる方

- 判断能力に不安がある方  
例えば、認知症高齢者、知的に障害がある方、精神に障害がある方などです。要介護認定や障害者手帳の有無は問いません。
- 契約の意思があり、契約の内容が理解できる方
- 在宅生活が中心で福祉サービスを利用している、もしくは利用見込みのある方  
(退院等により在宅で生活する予定の方は利用対象です。)

### 次のような方は利用いただけません

- ・ 利用意思が確認できないほど判断能力がない方→成年後見制度をご検討ください。
- ・ 判断能力に問題のない方。(身体的理由、浪費癖やお金の管理が苦手という理由のみの場合)

## サービスの内容

### ①福祉サービスの利用援助

- 福祉サービスについての情報提供や助言
- 福祉サービスを利用する手続きの事務補助
- 福祉サービスについての苦情を解決するための手続き



### できないこと

施設等の入所契約、入院・治療に関する契約、買い物など

### ②日常的金銭管理サービス

- 福祉サービスや医療費を支払う手続き
- 年金や福祉手当の受領に必要な手続き
- 税金や社会保険料、公共料金等を支払う手続き
- 預貯金の出し入れや解約等の手続き



### できないこと

不動産や預貯金の資産運用、債務整理など

### ③書類等の預かりサービス

大切な書類や印鑑などを金庫でお預かりします。

- 預貯金通帳
- 証書(年金証書、権利証、契約書、保険証書)
- 実印、銀行印など

### お預かりできないもの

貴金属、宝石、現金、骨董品など



## 利用料

- 福祉サービスの利用援助 1回1時間 **1,100円** (30分毎 550円追加)  
交通費を別途いただきます。  
※生活保護受給世帯は無料
- 日常的金銭管理サービス
- 書類等の預かりサービス 年間 **5,000円**

## 利用までの流れ

### 相談受付

困っていることをお聞きし、  
どんなお手伝いができるかご説明します。



### 訪問調査

専門員が訪問し、お話をうかがいます。  
あわせてサービスを利用する意思と、  
契約能力の確認を行います。  
支援計画を作成し、具体的な支援内容  
などを決めていきます。



### 審査

ご本人との契約能力が可能か、  
支援内容が適切かなど、医師や弁護士などの  
専門家による審査が行われサービスの  
利用の適否を決定します。



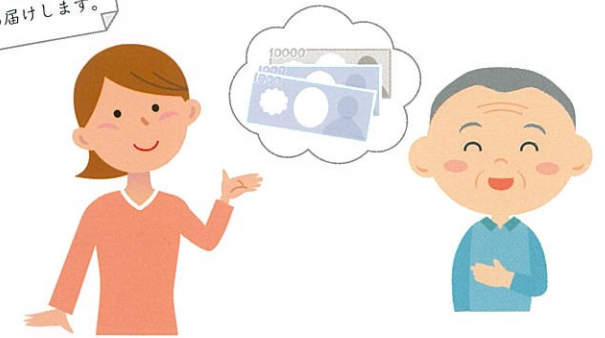
### 契約

ご本人と社協とで  
契約を結びます。

支援計画書(例)  
1) 毎月第3金曜日に自宅を  
訪問します。  
2) 預貯金から生活費を  
払い戻しをお届けします。

### サービス

支援計画で決めた日に、  
生活支援員が訪問して  
支援を行います。



### 契約締結審査会

契約を結ぶ上で判断能力や支援計画の内容を確認し、審査します。

### 運営適正化委員会 (運営監視合議体)

事業運営の監視や利用者からの苦情を受け付けます。  
岡山県運営適正化委員会 / 電話：086-226-9400

あんしんして  
利用していただく  
ために